

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和2年9月28日（月） 午前10時00分～午後0時07分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 ささせ順子 副委員長 なかじま和代 委 員 伊藤真規子 大島令子 岡崎つよし 加藤和男 川合保生 野村ひろし
職務のため出席した者の職氏名	議 長 青山直道 委員外議員 山田かずひこ 事務局長 水野敬久 議事課長 福岡弘恵 議事係長 吉田菜穂子

1 あいさつ
議長

2 議題

(1) 令和2年第3回長久手市議会定例会について

ア 議員提出議案について

- ・意見書案第2号地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書の提出について
- ・意見書案第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

(副委員長) 意見書案第2号について、提出者から説明を願う。

(委員) 意見書案第2号の説明

(副委員長) 質疑等はあるか。

(委員) 賛成者はどのように決まったのか。

(委員) 全議員に説明し、賛同者に署名をお願いした。

(委員) 賛同者として署名のない議員から、署名したいという要望はなかったか。

(委員) 意見書案の内容の一部は賛同するが全ての内容には賛同できないという議員もいた。

(委員) 全議員が納得しているということでよいか。

(委員) 中には反対の議員もいる。

(委員長) 次に意見書案第3号について、委員外議員が提出者であるため説明を願う。

(委員外議員)

意見書案第3号の説明

(委員長) 意見書案第3号については、長久手市議会として全員一致で提出のため委員会付託省略としてよいか。

<異議なし>

イ 議事日程(第6号)について

<説明:事務局>(議事日程第6号のとおり)

日程第1 諸般の報告

議案の提出について

日程第2 意見書案第2号地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書の提出について(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託)

日程第3 認定第1号から認定第8号まで、議案第58号から議案第67号まで及び意見書案第2号並びに請願第1号(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)

日程第4 意見書案第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

- ・意見書案第2号は総務くらし建設委員会に付託、意見書案第3号は委員会付託を省略する。
- ・請願第1号が採択の場合は、意見書案第4号として日程に追加することになる。
- ・議案の各常任委員会の審査結果は全て可決と報告あり。

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(2) 議会基本条例の検証課題について

ア 災害対策行動マニュアルについて

(委員長) 4点訂正をお願いしたい。

- ・1 目的の1行目長久手市議会の後に「(以下、「市議会」という。)」を追記し、2行目長久手市議会(以下、「市議会」という。)の「長久手」と「(以下、「市議会」という。)」を削除する。
- ・6 行動基準◆自然災害発生時(1)初動期◇災害発生24時間以内オの2行目議会からの要請等を～の議会の前に「市」を追記する。
- ・6 行動基準◆新型インフルエンザ等感染症発生時(5)傍聴者や請願者に対しての請願者の後に「等」を追記する。
- ・6 行動基準◆新型インフルエンザ等感染症発生時(5)が2つあるため後を「(6)」とする。

他に意見等あればお願いしたい。

- (委員) 6行動基準◆新型インフルエンザ等感染症発生時(5)傍聴者や請願者に対しての請願者に「等」を追記する意見を出した。陳情者等も考えられるため請願者等としたが、「傍聴者や請願者等に対して」は無くてもよいとも思った。この部分について確認してほしい。
- (委員長) 新型コロナウイルス感染症対策として傍聴席の間隔や人数を減らす等具体的な対策をしたため、今後同じようなことが起きてもわかるように追記した。
- (委員) 前回までは「請願者に対して」の表記はなかった。「傍聴者や請願者に対して」と議会会期中のことが唐突に出てきて違和感がある。
- (委員) 傍聴者については根拠を載せておく必要がある。
- (委員) 傍聴者と請願者のための追記かと思うが、協力を要請するためであればあった方がよい。
- (委員長) 傍聴者だけでなく請願や陳情などで市民が来ることがあるという意見があったため明確な根拠とするために「等」とした。例えば「傍聴者等に対して」としてはどうか。
- (委員) 「請願者等」とすれば陳情者も含まれるのではないか。
- (委員) 市対策本部会議を中心とし、市議会としての対応は長久手市議会新型コロナウイルス感染症に関する対応指針（以下「対応指針」という。）に定めてあるので、議会会期中が前提となっている「傍聴者や請願者に対して」は必要ないのではないか。
- (委員) 議会会期中に根拠を聞かれたらどうするのか。
- (委員) 対応指針に定めてあるので災害対策行動マニュアルには必要ないのではないか。
- (副委員長) 災害対策行動マニュアルの改正の目的は、健康被害がおきた時に市議会としてできることを追記するということである。傍聴者等の安全を確保するため、また、今後感染症が発生した時のためにも必要であると思う。
- (委員) 対応指針を改正してはどうか。
- (議長) 新型コロナウイルス感染症のための対応指針で、議員活動の内容のみで傍聴者の内容は無い。
- (委員) 忘れたころに感染症等が発生したときに文言があるとよい。
- (委員) 傍聴規則に根拠があれば災害対策行動マニュアルに記載の必要はない。傍聴規則に根拠がなければ傍聴規則を見直してはどうか。
- (委員) (5)を「議長は、議会内（傍聴者や請願者等に対して）における～」として、議員、傍聴者、市民のための対応をしていくこととしてはどうか。
- (委員) 「傍聴者や請願者に対して」を「議会を訪れた市民に対して」としてはどうか。
- (委員長) 「議会を訪れる市民に対して」とし傍聴規則を感染症発生時に市民に協力いただくよう見直すことでよいか。
- (事務局) 傍聴規則第6条に傍聴人の守るべき事項が定めてあり、第9条は議長の指示

として「議長は、この規則に定めるもののほか、議場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができる。」となっている。見直しするかどうかは傍聴規則の内容を確認してからの方がよいのではないか。

(副委員長) 傍聴規則は地方自治法第 130 条に定めがあり、議長が他に定めることになっているので、災害対策行動マニュアルには追記も加筆も必要ないのではないか。

(委員) 傍聴規則に根拠があるため、「傍聴者や請願者に対して」は削除することを提案する。

(委員) 傍聴規則は現状に合わない文言があるため見直したほうがよい。

(委員長) 傍聴規則の見直しは課題とする。

(委員) 「議会内」は議員と事務局と傍聴者も含まれるということによいか。

(委員長) そうである。

(委員) 削除したら「議会内における」の後に「市民」といれた方がよいのではないか。

(委員) 市外の方も請願や陳情に来ることもある。

(委員長) 「傍聴者や請願者に対して」は削除することによいか。

<異議なし>

<休憩：午前 11 時 03 分>

<再開：午前 11 時 15 分>

(委員) ◆新型インフルエンザ等感染症発生時(5)1 行目「議員及び議会事務局は」は、傍聴規則と整合性をもたせ「議長は」とした方がよいという意見があったが、「議長は」と修正してよいか。

<異議なし>

イ 政務活動費の運用指針について

(委員長) 会派からの意見を反映した運用指針案を事前に配付した。副委員長から説明をしてもらう。

(副委員長) 長久手市議会政務活動費の交付に関する条例は運用指針の根拠となる必要な条文のみあげてある。別表の事務費についてはルーター等の使用料も対象とする意見があったので資料作成費を変更してあるが条例の改正が必要となる。情報の公開の内容が公開している場所により異なっているため統一した内容を提案としている。調査研究費は、前後の研修について対象とできるとしている。調査研究と研修は同じ様式で事前の届と報告ができるような様式としている。研修費も、前後の調査研究についても対象とできるとしている。年間のインク代の上限は 15,000 円という意見があった。事務機器のリース代、ルーター等の通信料、オンラインを含む新聞等購読料、ホームページ作成費について追加してある。申し合わせ事項として政務活動費の支出が不適切な経費としての提案

を追記した。

- (委員長) 資料作成費の科目を事務費とする場合は条例改正が必要である。また、議員活動に関わる事務と政治活動に関わる事務をどのように明確にしていくか。通信費についても市民から理解を得られるような根拠が必要である。明確にするなら実費という意見もある。資料購入費について意見として新聞購読料は1紙目から対象とするという意見があった。広報費は議員活動と政治活動との線引きを含めてどのように取り扱うか課題となるので考えてほしい。領収書について、インターネットで購入した場合は、領収書をプリントアウトするため発行者の捺印がないことが多いためどのように取り扱うかも考えてほしい。
- (委員) 政務活動費について、現状どのようなものに使っているかを共有してはどうか。余裕があるのか、足りていないのか現状を確認してはどうか。
- (委員) 政務活動費をどのように使っているかは閲覧できるので、政務活動費を使うかどうかは個人の判断による。そこまでのものは必要ないと思う。
- (委員長) 政務活動費の現状の使い方を調べまとめた資料が必要という委員の挙手を願う。

<賛成少数>

- (委員長) 資料は用意しないこととする。
本日は政務活動費の運用指針についての課題共有のみとする。
- (委員) 政党の活動として使う物や携帯電話、タブレット等一般の人が持っている物は対象としないこととし、選択肢を広げておいて個人の判断とすればよい。議員特権になってしまうものは対象としない方がよいと思う。ホームページ作成は政党に所属していると分けるのが難しいのではないか。維持管理費は金額の目途がつかない。一番の問題は領収書のデジタル化が進み領収書がもらいにくくなっている。
- (議長) 議会報告チラシは政治活動か議員活動か判断しにくく、過去の研修でも顔写真の大きさによっては個人活動ととれる等指摘があったことも踏まえてほしい。議会図書室に全国議長会が発行した政務活動費の判例集があるため参考にしてほしい。
- (委員) 運用方針の改正の内容はWeb新聞、インク代・トナー代、研修にポイントを絞ってはどうか。
- (副委員長) 事務費の携帯電話、タブレット端末、ルーターの通信料については、意見として出された内容である。
- (委員) 議員活動と明確に分けられないものは対象としない方がよい。
- (委員長) 運用指針の改正案は全議員にメールで送付しているため、意見がある場合は正副委員長に出してもらおうようにする。会派の方は意見をまとめてほしい。
- (委員外) 今の運用指針から改正する部分が変わるようにした方がよい。
- (委員長) 次回見直す部分のポイントを絞って今の運用指針と比較検討できるよう提案をする。

(委員長) 基本条例第15条の議会事務局の体制整備について意見を伺うことになっていたのでためお願いします。

(無会派) 委員会会議録について、会議録作成支援システムが反訳データのままでと委員長の報告作成作業が大変であるため、議会事務局で整え、分科会長報告も議会事務局で会議録を作成できる方法を考えてほしい。

(委員長) 意見を伺ったため、次回引き続き議題とする。

3 その他

(委員長) 長久手市議会新型コロナウイルス感染症対策会議において今年度の委員会視察は実施しないことを確認している。議会運営委員会も同様とし視察費は減額補正し、長久手市新型コロナウイルス感染症対策に充ててもらおうことでよいか。

<異議なし>

(委員長) 次回は令和2年10月19日(月)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。